

議案第 136 号

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険診療所条例（平成 16 年伊賀市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
阿波診療所	午前 9 時から 正午まで 午後 2 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 正午まで 午後 2 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 正午まで 午後 2 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 正午まで	午前 9 時から 正午まで 午後 2 時から 午後 5 時まで
山田診療所		午前 10 時から 正午まで 午後 1 時 30 分 から 午後 4 時 30 分 まで	午前 9 時から 正午まで 午後 1 時 30 分 から 午後 4 時 30 分 まで	午前 9 時から 正午まで 午後 1 時 30 分 から 午後 4 時 30 分 まで	午前 9 時から 正午まで 午後 1 時 30 分 から 午後 4 時 30 分 まで

霧生診療所				午後2時から 午後5時まで	
-------	--	--	--	------------------	--

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。